

重 要

令和元年 9 月吉日

会員各位

ＪＵ静岡オートオークション
流通委員長 澤田 進

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 20 年 7 月開催分オークションより、組合員におけるオークション代金決済を開催日含む 10 日間以内としておりましたが、令和元年 10 月開催分より、中商連オートオークション規約（第 22 条-2 落札者の代金決済「落札代金等の決済期間は、落札日を含む 7 日以内とする」）に合わせ、下記の通り変更となりますのでご案内申し上げます。会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第 6 章 代金決済

第 1 条 落札店の車両代金決済

1. 落札店は、落札車両代金・自動車税相当額及び手数料等を下記に定める期日内に支払わなければならない。小切手での支払いは、ＪＵ静岡での入金確認をもって決済とする。

すべての会員は、オークション開催日を含む 7 日以内（翌週月曜日午後 5 時まで）とする

2. 落札店がＪＵ静岡に対して支払うべき債務が存在する場合及び延滞時には、ＪＵ静岡は債務者に対して当該債務を完済するまで車両の回収及び落札店に車両引渡しを拒むことができる。また、車両代金を延滞した場合は、次回開催の取引は出来ないものとする。

注 1) オークション代金の入金、期日までに確認されない場合は、中販連への延滞報告がなされ、オークションの取引制限がかけられます。（ＪＵオートオークションカード決済は、ＡＡ開催日翌日 PM 5 : 00 まで受付）

3. ＪＵ静岡に対して債務（組合請求、登録代金請求）が存在する場合については次回オークション参加での参加を制限することができる。

4. その他、問題が生じた場合、流通正副委員長、総務委員長の裁定とする。